

○国土交通省令第 号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十七条の四の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十九日

国土交通大臣 金子 恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(機体認証)

第二百三十六条の十二 (略)

2 前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。ただし、申請の際現に航空の用に供した無人航空機に係る当該書類の提出時期は、次の表の下欄に掲げる時期にかかわらず、申請時とする。

区分	添付書類	提出の時期
(略)	(略)	(略)
(略)	法第百三十二条の十三第一項の機体認証を受けたことのある無人航空機及び法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた無人航空機 (次の項に掲げる無人航空機を除く。)	一〇三 (略) (削る) 四 前三号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類 (略)

3

前項の表の一の項の上欄に掲げる無人航空機であつて、その設計及び製造過程が法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた型式及び製造過程が法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた型式の

改正前

(機体認証)

第二百三十六条の十二 (略)

2 前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。ただし、申請の際現に航空の用に供した無人航空機に係る当該書類の提出時期は、次の表の下欄に掲げる時期にかかわらず、申請時とする。

区分	添付書類	提出の時期
(略)	(略)	(略)
(略)	法第百三十二条の十三第一項の機体認証を受けたことのある無人航空機及び法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた無人航空機 (三に掲げる無人航空機を除く。)	一〇三 (略) 四 無人航空機の製造者等において整備を行った場合、その確認をした旨を証する書類 五 前四号に掲げるもののほか、参考事項を記載した書類 (略)

(新設)

3 前項の表の一の項の上欄に掲げる無人航空機であつて、その設計及び製造過程が法第百三十二条の十六第一項の型式認証を受けた型式の

(新設)

設計及び製造過程と同一であるものが、第二種機体認証を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同表の一の項の中欄第一号から第五号までに掲げる書類に代えて、当該無人航空機の設計及び製造過程が当該型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを証する書類（当該型式認証又は当該型式認証の変更の承認を受けた者が発行したものに限り。）とすることができる。 4 第二項の表の一の項の上欄に掲げる無人航空機であつて、その設計及び製造過程が法第三十二条の十六第一項の型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であり、かつ、無人航空機の製造者等が安全基準に適合することを確認したもの（最後の整備をした後に航空の用に供したものを除く。）が、第二種機体認証を受けようとする場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、同表の一の項の中欄第六号から第九号までに掲げる書類に代えて、当該無人航空機が現状について安全基準に適合することを証する書類（当該無人航空機の製造者等が発行したものであつて、機体認証申請以前三十日以内に発行したものに限り。次項において同じ。）とすることができる。 5 第二項の表の二の項の上欄に掲げる無人航空機であつて、無人航空機の製造者等が安全基準に適合することを確認したもの（最後の整備をした後に航空の用に供したものを除く。）が、第二種機体認証を受けようとする場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、同表の二の項の中欄第一号から第三号までに掲げる書類に代えて、当該無人航空機が現状について安全基準に適合することを証する書類とすることができる。 6・7 (略)	(新設) 3・4 (略)
---	------------------------------

附 則

この省令は、令和八年五月一日から施行する。